

島根県養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 島根県養育費に係る公正証書作成等支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、離婚家庭等における養育費（養育費及び婚姻費用を言う。以下同じ。）の取り決めに係る公正証書の作成等に要する経費について補助することで、養育費の取り決め及び履行確保を促進し、ひとり親家庭の経済的基盤の強化並びに子どもの健やかな成長を図ることを目的とする。

(事務局の設置)

第3条 知事は、島根県養育費確保支援事業実施要綱第2に基づき、当該事業の実施を母子福祉団体等に委託した場合は、前条の目的を達成するため、当該事業の実施を委託している団体に本補助金事務局（以下、事務局という。）を設置することができるものとする。

2 前項の規定により事務局を設置した場合は、本補助金の交付に必要な事務は事務局が行うものとする。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 島根県内に居住するひとり親（配偶者のない者（配偶者のない者と同様の事情にある者を含み、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。以下同じ。）であって、現に養育費の取り決めの対象となる子（債務名義取得日時時点で20歳に満たない者に限る。以下「対象児童」という。）を扶養しているものをいう。）
- (2) 養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書にあつては、強制執行認諾約款のあるものに限る。）を有している者
- (3) 養育費の取り決めに係る経費を負担する者
- (4) 過去に同一の対象児童の養育費の取り決めに係る債務名義について、本補助金及び本補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取り決めに係る債務名義の取得に要する経費として本要綱の施行日以降に前条の規定による交付対象者が負担したもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に規定する手数料等
- (2) 家庭裁判所に対する調停の申し立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用（養育費及び夫婦関係調整請求に係るものに限る。）
- (3) 家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用
- (4) 家庭裁判所又は公証役場に提出する郵便料金に係る費用
- (5) その他知事が認める費用

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費のうち3万円を上限として、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 養育費の取り決めに係る債務名義の取得を完了し、本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が規則第4条の規定により提出する申請書は、島根県養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）とする。

- 2 申請者は、前項の規定による申請書に次の各号に定める必要書類を添えて、別途知事が定める日までに知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者及び対象児童の戸籍謄本並びに世帯全員の住民票の写し又は児童扶養手当証書の写し等、申請者がひとり親として対象児童を養育している事実を確認することができる資料
 - (2) 補助対象経費の領収書等の写し
 - (3) 養育費の取り決めについて記載された債務名義の写し
 - (4) その他知事が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 知事は、前条の申請書が提出されたときは、申請書の記載事項について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理するものとする。

- 2 知事は、前条の申請書受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。
- 3 知事は、規則第5条第1項の規定により交付を行うことを決定したときは、

島根県養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

- 4 知事は、第2項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、島根県養育費に係る公正証書作成等支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(交付の方法)

第9条 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者が指定した口座に振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第10条 申請者が規則第7条第1項の規定による申請の取り下げをするときに知事に提出する書類は、島根県養育費に係る公正証書作成等支援補助金取り下げ申請書(様式第4号)とする。

(交付決定の取消)

第11条 知事は、規則第14条の規定によるもののほか、申請者が偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けた場合においては、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消した場合は、島根県養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、規則第15条の規定によるもののほか、補助金の過誤払いが発生しているときは、期限を定めて申請者から補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第13条 申請者は、第7条の規定により提出した書類について、交付決定を受けた日が属する年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。